

### 主な取組

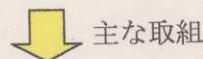
- 担任や栄養教諭(栄養士・栄養職員)、食育担当による給食指導
- 栄養士定例研修会(献立検討、給食室の運営について)
- 栄養士夏期研修会(新メニューの開発)
- 調理員研修会(技術向上研修)○衛生管理研修会(栄養士・調理員合同)
- 学校給食お便り検討会○残食検討委員会<年間2回>
- 学校ブログでの献立や食材産地の紹介(家庭への啓発)
- 生産者との交流会(生産者が学校を訪問する)
- 朝食調査の実施(静岡県の調査、三島市の調査)
- ふるさと給食週間、給食記念週間

### 施策の展開

E:各学校独自の食育全体計画と学年別食育年間計画を作成し、各教科の教材と食育の関連を意識した授業実践をしていく。食育外部講師による出前講座として、健口教室、健骨教室、味覚教室(だし教育)、食農体験、親子料理等を利用していく。

F:担任・栄養教諭や学校栄養職員・市の栄養士栄養教諭(栄養士・栄養職員)・食育担当者は、給食を生きた教材として活用し、献立や食品、食事のマナーや配膳等について給食時間や学級活動等の中で指導していく。

G:栄養教諭や学校栄養職員・市の栄養士と教科担任とが連携し、食事バランスガイド模型を利用するなどして、TT等の授業を積極的に実践していく。また、授業での子どものあらわれや食育における学校での取組について保護者に伝えていく。



### 2-5-2

学校給食を生きた教材として活用し、栄養教諭と協力して食育を推進します。

### 主な取組

- 食育外部講師招聘事業
- 担任や栄養教諭(栄養士・栄養職員)・食育担当等による給食時間の指導
- 教科担任と栄養教諭(栄養士・栄養職員)によるTT授業

### 施策の展開

H:自分の目標に向かって取り組むことができる体力づくり活動を推進していく。また、体育授業において子どもの発達段階に応じた基礎体力づくりを取り入れるなど、授業の積極的な改善をしていく。

H:子ども自らが、自分の健康を自分で把握できる力が身に付くように、朝の健康観察を充実していく。

H:県教委が主催する体力アップコンテストに参加した小学校及び入賞した小学校について称賛していく。

H:全校で学校保健委員会を実施し、子どもの心身の健康について課題を共有し話し合う場となるようにしていく。

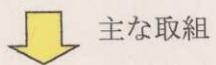
H:市が行っている運動に関するイベント等を子どもに周知し、積極的に参加するよう働きかけていく。

I:新体力テストを実施し、三島の子どもの体力についての課題等について検証していく。

J:中学校部活動における外部コーチの積極的な活用を進めていく。

(中学校部活動外部コーチ：41人→50人以上)

K:県教委が主催する中学校武道必修化とともに教職員研修や、市教委が主催する三島市教科等指導リーダーによる保健体育の授業研究会を通して、安全指導研修を実施していく。



主な取組

### 2-5-3

生涯にわたって健康を意識できる子どもの育成をめざした取組を推進します。

#### 主な取組

- 朝の会等での健康観察
- 体育授業の改善
- 三島市教科等指導リーダーによる授業研究会
- 体力テスト実施と検証
- 部活動振興事業
- 学校保健委員会

## 第3節：基本施策3 教育環境の整備

### 3-1:教育施設・設備の整備「現状と課題」

#### 現状

- ・教育施設、設備の整備に関し、学校施設の耐震補強工事とガラスの改修修繕は、平成23年度で完了したが、施設については経年劣化が進行している。また、特別支援を必要とする子どもたちへの教育環境の整備が求められている。
- ・ICT\*社会に対応した児童生徒の情報活用能力の育成、教職員の情報教育の指導力や授業力の向上、情報セキュリティの向上、コンピュータ活用による事務の軽減などを図るため、各小中学校におけるコンピュータとその周辺機器の環境整備を行っている。
- ・児童生徒が充実した教育環境で学ぶことができるよう、学校図書館充実のため、蔵書の確保を図っている。

#### 課題

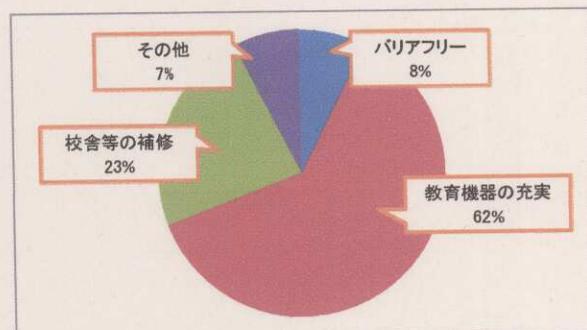
- A:学校施設は、多くの児童、生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場所である。したがって、児童生徒等の健康と安全を十分確保することはもちろん、安全で快適な空間として整備する必要がある。
- B:特別な支援を必要とする子どもたちが安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、学校施設において可能な範囲で個々のニーズに応じた対策をとる必要がある。
- C:学校におけるICT環境の整備を進めてきている状況であるが、教科指導において児童生徒の学習理解を高めるために有効なデジタル教科書及び電子黒板等の導入を図っていく必要がある。自治会長・町内会長の62%が、教育環境の整備として、教育機器を充実することをとりあげている。(グラフ1参照)
- D:「学校の施設や設備は整っているか」という設問では、小学校の児童及び保護者の肯定割合に比較して、中学校の生徒及び保護者ではその肯定割合が25%以上低くなっている。また、児童生徒及び保護者の回答と比較して、教職員の肯定割合が半数程度となっている状況にある。これは、学校現場において教材や教具、備品などのさらなる充実が望まれるものと考えられるため、より一層の設備等の充実を図っていく必要がある。(グラフ2参照)
- E:学校施設は、多くが昭和40年代から50年代にかけて建設されたものであり、30年以上が経過している。学校施設の不具合の発生に対する予防保全措置や財政負担の平準化などを図るため、「ファシリティマネジメント\*」に取り組み、学校施設の状況を確認しながら、計画的に改修や改築などの計画を立案し、整備を進めていく必要がある。
- F:小中学校施設は、災害時の広域避難所に指定されており、発災時は、屋内運動場を中心に地域住民の避難所となることから、防災に関する要素を考慮した整備も必要となる。

グラフ1

◆自治会長・町内会長

アンケート◆

- 教育環境を整備するためには  
どうしたらよいですか。



グラフ2

◆平成23年度 学校評価◆

はい・だいたい あまり・いいえ わからない

小学校

単位(%)

中学校

単位(%)

学校の施設や設備は整っているか

児童	84	14	2
保護者	86	10	4
教職員	45	54	1

学校の施設や設備は整っているか

生徒	56	36	8
保護者	60	31	9
教職員	35	63	2

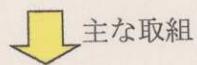
\* I C T : Information and Communication Technologyの略で「情報通信技術」と和訳される。  
\* ファシリティマネジメント：土地、建物、構築物、設備等最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、運営し、維持するための総合的な管理手法。

### 3-1: 教育施設・設備の整備「施策の展開」

#### 施策の展開

A:児童生徒等の健康な生活と安全を十分確保し、安全で快適な空間とするために、教室などの環境を整備していく。

B:特別な支援を必要とする子どもたちが安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、可能な範囲で校内を円滑に移動するためのスロープや、エレベータ等の整備、トイレのバリアフリー化に取り組んでいく。



主な取組

### 3-1-1

教育施設のバリアフリー化や特別な支援を必要とする子どもたちの教育環境を整備します。

#### 主な取組

- スロープ・エレベータ設置事業
- トイレのバリアフリー化事業
- 空調設備等改修事業

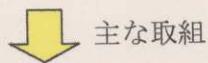
#### 施策の展開

C: I C T の活用による事務の効率化により、教職員が児童・生徒たちと向き合う時間を確保するとともに、高度情報化社会に対応する情報活用能力を持った子どもの育成を図ることは非常に重要であるため、平成20年度までに整備した全小中学校のコンピュータ機器類のリース期間満了に併せ、新しく再整備を図るとともに、更なる校務のシステム化を進めていく。

C:児童・生徒の学習理解を高めるために有効とされるデジタル教科書及び電子黒板等の全小・中学校への導入を検討していく。

D:児童・生徒たちに理科教育を通じて、科学的な知識、技能を習得させるとともに、工夫創造の技能の涵養を図るため、理科教育振興法に基づく理科教育に必要な備品の整備を推進していく。

D:児童・生徒たちの読書活動を通じた学習活動を推進していくため、図書の継続的な購入整備による学校図書館の充実を図っていく。



### 3-1-2

教育の多様化に伴い、新たな教育に対応できるよう、教育機器の充実と教育備品の整備を推進します。

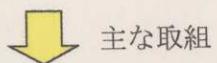
#### 主な取組

- 小中学校コンピュータ整備事業
- 理科教育設備整備事業
- 学校図書館図書購入事業
- デジタル教科書の全小・中学校への導入検討

### 施策の展開

E:平成23年度で学校施設の耐震補強工事が終了したが、施設の多くが建築されてから30年以上経過しているため、今後は、学校施設の状況を確認しながら計画的に老朽化した校舎・屋内運動場などの整備、改築をしていく。

F:学校施設は、地震等の災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たすことから、地域住民も利用することを考慮して整備していく。



### 主な取組

#### 3-1-3

老朽化した教育施設の補修整備などを計画的に実施していくとともに、避難所としての整備を関係課と共に進めます。

#### 主な取組

- 佐野小学校プール改築等事業
- 北上中学校柔剣道場建設事業
- 各中学校パソコン室等の空調設備改修工事
- 避難所となっている小中学校へのマンホールトイレ\*の設置
- 教育施設への太陽光発電設備の設置
- 太陽光発電設備がある学校への蓄電設備の設置

\*マンホールトイレ：下水用マンホール内に、汚物を直接廃棄する簡易設営タイプのトイレ。

避難所などに設営する災害用仮設トイレとして、注目されている。

### 3-2: 命を守る学校環境づくり「現状と課題」

#### 現状

- ・交通事故や不審者、病気への対策については、保護者・教職員の 80%以上が、実施しているという認識をもっている。(グラフ 1 参照)
- ・子どもが被害者となる事件や事故を防止し、通学中の安全を確保するために、教職員による通学路パトロールや地域ボランティアによるスクールガード活動、「かけこみ110番の家」の依頼を継続して行うとともに、同報無線による下校告知と見守りの依頼の広報放送を行っている状況である。
- ・全幼稚園及び全小中学校で、地震（地区に応じて津波対応も含む）や火災、不審者対応の避難訓練を毎年複数回継続して実施し、子どもがいざという際の対応を確実に行えるように指導している状況である。
- ・経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を援助している。
- ・経済的理由により就学が困難な生徒又は学生に対し、学資の貸与を行っている。

#### 課題

A:学校保健安全法が改正され、子どもの安全について注目度が高まっている。三島警察署管内でも不審者事案が続出し、子どもが被害者となる事件や事故を防止するための継続した取組が必要である。

B:自治会長・町内会長の 54%が、通学路の安全について心配をしている。(グラフ 2 参照)

C:全幼稚園及び全小中学校で、防災等の計画書を作成し、それに沿った訓練を実施しているが、中学生の防災に対する意識、保護者の防災教育に対する認識が 77 %という状況で、地域の防災訓練に参加した中学生は 16 %に過ぎない。そのため、子ども自らが判断して自他の命を守ることができるよう「防災教育」を推進する必要がある。また、災害後の学校再開に向けた取組を教職員が学んでいく「応急教育」についても推進する必要がある。(グラフ 3 参照)

D:全幼稚園及び全小中学校で、園及び学校での生活、日常生活の中における子どもの安全意識の向上をはかるために、日々の指導を行っているが、系統的な安全に関する指導を行うために、計画を策定し、有効な指導を行っていく必要がある。

E:要保護・準要保護の受給率は小学校で4.29%、中学校で5.05%という状況である。受給率は上昇傾向にあり、対象者を正確に把握し、必要な援助を行っていく必要がある。(グラフ 4 参照)

E:三島市育成奨学金の返還者の増加に伴い、未納者も増加し、平成23年度の収納率は95.17%で年々下がる傾向にある。(グラフ 5 参照)

グラフ1

## ◆平成23年度 学校評価◆

はい・だいたい あまり・いいえ わからない

小学校

単位(%)

中学校

単位(%)

学校は交通事故や不審者、病気への対策をしっかり行っている

児童	84	14	2
保護者	89	7	4
教職員	91	4	5

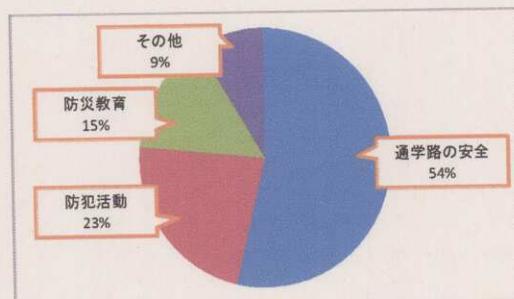
学校は、病気やケガなどに対して、すばやく丁寧に行っている

生徒	85	14	1
保護者	81	7	11
教職員	96	3	1

グラフ2

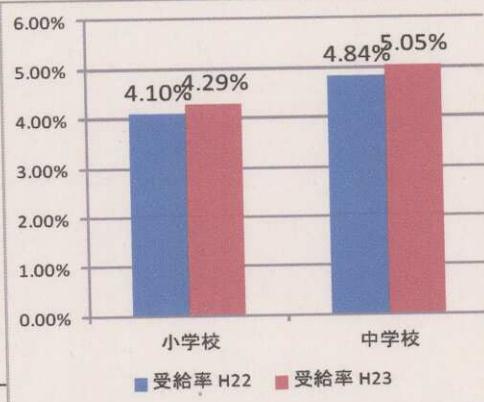
## ◆自治会長・町内会長アンケート◆

○子どもたちの安全を確保するためにはどうしたらよいですか。



グラフ4

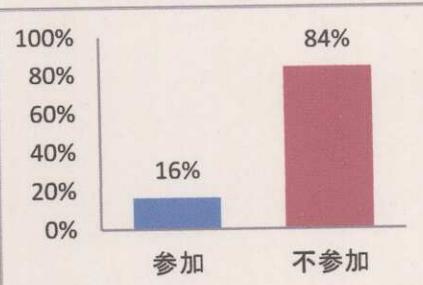
## ◆要保護・準要保護受給率◆



グラフ3

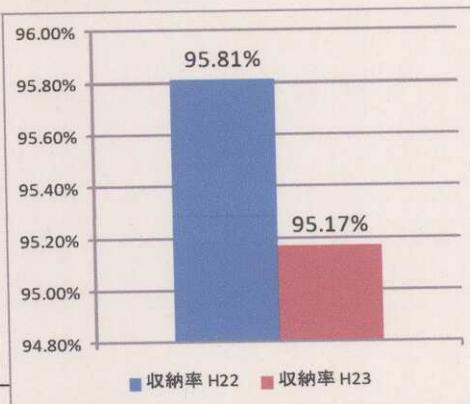
## ◆地域防災訓練参加率(平成23年度)◆

中学校



グラフ5

## ◆奨学金受納率◆



### 3-2: 命を守る学校環境づくり「施策の展開」

#### 施策の展開

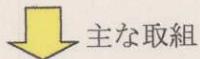
A: 子どもが被害者となる事件や事故を防止するために、各小中学校での通学路の定期点検や通学路パトロールを継続していくとともに、警察、市地域安全課、地域安全推進員、警察ボランティア、地域ボランティアによるスクールガード活動等と連携し、地域ぐるみの防犯活動を促進していく。

A: 子どもが被害者となる事件を防止するために、「かけこみ110番の家」に対する子どもや保護者の認知度を高めていくとともに、地域住民への協力依頼を継続していく。

B: 子どもの交通事故を防止するために、警察、市地域安全課等と連携した小学校での交通教室、自転車マナーアップ教室を実施し、子どもの交通安全意識を高めていく。

B: 通学路の安全を確保するために、安全点検や通学路整備、関係機関への要請、安全教室の実施などを盛り込んだ、通学路安全対策推進計画を作成していく。

B: 通学路での交通事故防止のために、警察などの関係機関に対し、運転者の運転マナー向上のための啓発運動を推進するよう依頼していく。



#### 3-2-1

児童・生徒の通学時における安全確保のため、各学校で定期的に通学路の点検を徹底するとともに、犯罪防止のために地域と一体となった活動体制を支援します。

#### 主な取組

- 通学路定期点検、通学路パトロール
- 下校告知の広報放送（午後3時）
- 防犯教室研修会
- 長期休業中の帰宅を促す広報放送
- 交通教室、自転車マナーアップ教室

#### 施策の展開

C: 子ども自らが判断して自他の命を守れるように「防災教育」を推進していく。学校の立地条件から、延焼、液状化、地滑り、富士山噴火について、想定を一步超えた計画書を作成する。

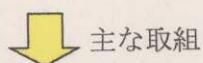
C: 災害後の学校再開に向けた取り組みを教職員が学んでいく「応急教育」を推進していく。そのために充実した防災等の計画書を作成し、それに沿った有効な訓練の実施を図っていく。

C: 応急教育の推進を図る上で、中学生は援助をする立場であることを意識付け、地域での防災訓練に積極的に参加するよう促していく。

(地域防災への参加率：中学生16%→80%以上)

D:学校生活・日常生活の中における子どもの安全意識の向上をはかるために、安全に関する指導等についての計画を策定し、市全体に有効な指導を行っていく。

(怪我・病気の意識：小学生84%→90%以上、中学生85%→90%以上)



### 3-2-2

子ども自らが判断して自他の命を守ることができる安全教育を推進します。

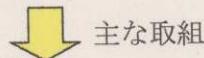
#### 主な取組

- 防災教育推進のための連絡会議
- 応急教育検討委員会
- 学校防災担当者研修会
- 学校防災に関する実態調査
- 防災教育出前講座
- 総合的な学校安全計画の策定及び実施

#### 施策の展開

E:就学援助制度について、全家庭に学校だより等を通して周知とともに、校納金が滞りがちな保護者には必要に応じて個別に対応していく。

E:三島市育英奨学金の未納者に対しては、未納が発生したごとに郵送や電話による催促を行い、解消を図っていく。



### 3-2-3

子どもたちの教育機会の均等のため、必要な援助を行います。

#### 主な取組

- 要保護及び準要保護児童就学援助
- 三島市育英奨学金貸付事業